

相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援、相模原市障害者等移動支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行。以下「移動支援事業実施要綱」という。)に基づく移動支援事業及び相模原市障害者等日中短期入所事業実施要綱(平成18年10月1日施行。以下「日中短期入所事業実施要綱」という。)に基づく日中短期入所事業の利用において、障害者若しくは障害児の保護者が負担すべき額について、**同一の世帯**における1月あたりの上限額を定める(以下「負担上限月額の一元管理」という。)ことにより、障害者若しくは障害児を養育する世帯の生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、障害者とは、総合支援法第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において、障害児とは、総合支援法第4条第2項に規定する障害児をいい、保護者とは、同条第3項に規定する保護者をいう。

(一元管理の対象者)

第3条 この要綱による負担上限月額の一元管理の対象となる者(以下「負担上限月額一元管理対象者」という。)は、本市から次に掲げる受給者証の交付を受けた障害者若しくは障害児の保護者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則(平成18年規則第110号)第3条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証

(2) 児童福祉法の施行に関する規則(平成15年規則第22号)第5条第1項に規定する通所受給者証

(3) 児童福祉法の施行に関する規則第15条第1項に規定する入所受給者証

(一元管理の対象となる利用者負担額)

第4条 この要綱による負担上限月額の一元管理の対象となる利用者負担額は、次

に掲げる額とする。なお、総合支援法第76条の2の規定による高額障害福祉サービス等給付費、児童福祉法第21条の5の12の規定による高額障害児通所給付費、同法第24条の6の規定による高額障害児入所給付費及び、その他の当該サービス等の利用等に係る償還金の支払いを受けることができるときは当該償還金の額を控除して得た額とする。

- (1) **障害福祉サービスに係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月政令第10号。以下「総合支援法施行令」という。)第43条の5第1項第1号の規定により得た額**
- (2) **補装具に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第2号の規定により得た額(第1号、第4号又は第5号のいずれかの額が算定される者に係る額に限る)**
- (3) **居宅サービス等に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第3号の規定により得た額**
- (4) **障害児通所支援に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第4号の規定により得た額**
- (5) **障害児入所支援に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第5号の規定により得た額**
- (6) 同一の世帯に属する障害者若しくは障害児の保護者(総合支援法施行令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である障害者若しくは障害児の保護者に限る。次号において同じ。)が同一の月に受けた移動支援事業に係る移動支援事業実施要綱第12条各項の規定より得た額
- (7) 同一の世帯に属する障害者若しくは障害児の保護者が同一の月に受けた日中短期入所事業に係る日中短期入所事業実施要綱第12条各項の規定により得た額

(一元管理算定基準額)

第5条 次条第1項の一元管理算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 総合支援法施行令第17条第1号から第3号まで、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号から第4号まで又は第27条の2第1号若しくは第2号に掲げる者 37,200円
- (2) **総合支援法施行令第17条第4号、児童福祉法施行令第24条第5号又は第**

27条の2第3号に掲げる者 零

2 前項の区分を定める地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する市町村民税の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く)の額(同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項で定める規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)は、次の各号の規定によって算定された額とする。以下、次条において同じ。

(1) 所得控除に係る扶養親族及び特定扶養親族については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法の規定により算定する。

(2) 障害者若しくは障害児の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合であつて、20歳未満の子を扶養しているときは、当該障害者若しくは障害児の保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定により算定する。

(高額地域生活支援事業給付費の額)

第6条 高額地域生活支援事業給付費は、第4条各号に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯総合算額」という。)が一元管理算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯総合算額から一元管理算定基準額を控除して得た額に地域生活支援事業按分率(障害者若しくは障害児の保護者が同一の月に受けたサービスに係る第4条第6号又は第7号に掲げる額を利用者負担世帯総合算額から第4条第1号から第5号までに掲げる額を控除した額で除して得た率をいう。第3項第2号において同じ。)を乗じて得た額とする。

2 障害者若しくは障害児の保護者が、前条第2号に掲げる者であるときは、第4条第3号に掲げる額は零とする。

3 総合支援法施行令第17条第2号又は第3号に掲げる障害者若しくは障害児の保護者が同一の月に受けたサービスに係る第4条第1号に掲げる額、同条第4号に掲げる額(当該障害者若しくは障害児の保護者(総合支援法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。))が通所給付決定保護者(児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者を

いう。以下この条において同じ。)である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第5項において同じ。)、同条第5号に掲げる額(当該障害者若しくは障害児の保護者(総合支援法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。))が入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第5項において同じ。)、同条第6号に掲げる額及び同条第7号に掲げる額を合算した額が総合支援法施行令第17条に規定する負担上限月額(当該障害者若しくは障害児の保護者(総合支援法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。))が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第5項において同じ。)を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、当該障害者若しくは障害児の保護者に対して高額地域生活支援事業給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 当該障害者若しくは障害児の保護者に係る第4条第1号及び、第4号から第7号までに掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額に地域生活支援事業按分率を乗じて得た額

(2) 調整後利用者負担世帯総合算額から第1項の一元管理算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に地域生活支援事業按分率を乗じて得た額

4 前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる障害児の保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該障害児の保護者が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い額とする。

(1) 通所給付決定保護者である障害児の保護者 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第24条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額

(2) 入所給付決定保護者である障害児の保護者 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第27条の2に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額

5 第3項第2号の「調整後利用者負担世帯総合算額」とは、利用者負担世帯総合算額から同一の世帯に属する障害者若しくは障害児の保護者(特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である障害者若しくは障害児の保護者に限る。)に係る第4条第1号及び第4号から第7号までに掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

(給付費の申請等)

第7条 前条の規定により高額地域生活支援事業給付費を受けようとする負担上限月額一元管理対象者(以下「申請者」という。)は、相模原市高額地域生活支援事業給付費支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 利用者負担額を支払ったことを証する領収書等

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請は、第6条第1項又は第3項に該当する月の翌月の初日から起算して、5年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否及び給付費の額(支給することを決定したときに限る。)を決定するとともに相模原市高額地域生活支援事業給付費支給決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により支給することを決定し、給付費の額を決定したときは、速やかにその額を支払うものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽り、その他不正な行為により給付費を受けた者があるときは、そのものから当該給付費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

相模原市高額地域生活支援事業給付費支給申請書

相模原市長 あて

次のとおり申請します。

申請年月日

年 月 日

申請者氏名 ・ 個人番号	(フリガナ)	①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法		
		制度	受給者証番号・被保険者証番号	
生年月日	年 月 日			
居 住 地	〒 電話番号			
児童氏名	(フリガナ)	続柄	生 年 月 日	
			年 月 日	
	(フリガナ)		年 月 日	
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額		申 請 に 係 る		
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額		サ ー ビ ス 利 用 月		
同 支 一 給 世 帯 に 決 定 属 障 す 害 る 者 他 者 の 等	氏名・個人番号	生年月日	①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法	
			制度	
		年 月 日		受給者証番号・被保険者証番号
		年 月 日		
			年 月 日	

(注1)支払額を証する領収書を添付してください。

(注2)世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

(注3)申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者	
氏 名		との関係	
住 所	〒 電話番号		

第2号様式(第7条関係)

F No.
年 月 日

様

相模原市長

相模原市高額地域生活支援事業給付費支給決定通知書

年 月 日に申請がありました相模原市高額地域生活支援事業給付費について、次のとおり決定しましたので通知します。

支給決定障害者 (保護者)氏名		障害福祉サービス 受給者証番号	
(児童)氏名		通所受給者証番号	

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	年 月 日
支給金額	円	※左記、支給金額の内訳 移動支援 円 日中短期入所 円	

相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱

(一元管理算定基準額)

第5条 次条第1項の一元管理算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 総合支援法施行令第17条第1号から第3号まで、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号から第3号まで又は第27条の2第1号若しくは第2号に掲げる者 37,200円
- (2) 総合支援法施行令第17条第4号、児童福祉法施行令第24条第5号又は第27条の2第3号に掲げる者 零

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する**被保護者**をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

児童福祉法施行令

第二十二條 法第十九条の二第二項第一号の政令で定める額(次項において「小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者(法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

七 次のイ又はロに掲げる者 零

イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあった月において、**被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)**である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

〔障害児通所支援負担上限月額〕

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

五 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ホ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において**被保護者**である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

〔障害児入所支援負担上限月額〕

第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号に掲げる者を除く。） 九千三百円

三 市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該入所給付決定保護者をいう。第二十七条の十三第一項において同じ。）又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において**被保護者**である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律施行令

(支援給付に係るその他の法令の適用)

第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

十二 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第八項 並びに第四十二条第一項 及び第三項（これらの規定を同令第四十四条第一項 において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項 に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）と、支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項 に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。

十四 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二條第一項、第二十四條、第二十五條の二、第二十五條の十三第一項、第二十七條の二 及び第二十七條の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七條、第十九條、第三十五條及び第四十三條の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす

相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱

(一元管理の対象となる利用者負担額)

第4条 この要綱による負担上限月額の一元管理の対象となる利用者負担額は、次に掲げる額とする。なお、総合支援法第76条の2の規定による高額障害福祉サービス等給付費、児童福祉法第21条の5の12の規定による高額障害児通所給付費、同法第24条の6の規定による高額障害児入所給付費及び、その他の当該サービス等の利用等に係る償還金の支払いを受けることができるときは当該償還金の額を控除して得た額とする。

- (1) 障害福祉サービスに係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月政令第10号。以下「総合支援法施行令」という。)第43条の5第1項第1号の規定により得た額
- (2) 補装具に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第2号の規定により得た額(第1号、第4号又は第5号のいずれかの額が算定される者に係る額に限る)
- (3) 居宅サービス等に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第3号の規定により得た額
- (4) 障害児通所支援に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第4号の規定により得た額
- (5) 障害児入所支援に係る総合支援法施行令第43条の5第1項第5号の規定により得た額

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等)

第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）（次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。）とする。

2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費（次条第一項第三号において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按あん分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第

三項第二号において同じ。) を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された**介護給付費**等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する**補装具費**の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る**介護サービス費等**（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する**障害児通所給付費**等の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者（同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第一項に規定する**障害児入所給付費**の合計額を控除して得た額

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（自立支援給付）

第六条 **自立支援給付**は、**介護給付費**、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、**補装具費**及び高額障害福祉サービス等給付費の支給とする。

介護保険法

(保険給付の種類)

第十八条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「**介護給付**」という。）
- 二 被保険者の要支援状態に関する保険給付（以下「**予防給付**」という。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの（第五節において「市町村特別給付」という。）

(介護給付の種類)

第四十条 **介護給付**は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 **居宅介護サービス費**の支給
- 二 **特例居宅介護サービス費**の支給
- 三 **地域密着型介護サービス費**の支給
- 四 **特例地域密着型介護サービス費**の支給
- 五 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 六 居宅介護住宅改修費の支給
- 七 居宅介護サービス計画費の支給
- 八 特例居宅介護サービス計画費の支給
- 九 **施設介護サービス費**の支給
- 十 **特例施設介護サービス費**の支給
- 十一 高額介護サービス費の支給
- 十一の二 高額医療合算介護サービス費の支給
- 十二 特定入所者介護サービス費の支給

十三 特例特定入所者介護サービス費の支給

(予防給付の種類)

第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 介護予防サービス費の支給
- 二 特例介護予防サービス費の支給
- 三 地域密着型介護予防サービス費の支給
- 四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給
- 五 介護予防福祉用具購入費の支給
- 六 介護予防住宅改修費の支給
- 七 介護予防サービス計画費の支給
- 八 特例介護予防サービス計画費の支給
- 九 高額介護予防サービス費の支給
- 九の二 高額医療合算介護予防サービス費の支給
- 十 特定入所者介護予防サービス費の支給
- 十一 特例特定入所者介護予防サービス費の支給